

関稅定率法施行令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）</p> <p>（条約の規定による特定用途免稅貨物の指定）</p> <p>第二十五条の二 法第十五条第一項第十号（条約の規定による特定用途免稅）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。</p> <p>一 世界貿易機關協定附屬書一 A の千九百九十四年の關稅及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附屬する讓許表の第三十八表の日本国の讓許表の第一節第二節に関する注釈13の規定に該当する貨物</p> <p>二 原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（第二十五条の四において「原子力事故等の援助条約」という。）第八条3(a)の規定に該当する貨物</p> <p>三 民生用國際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機關の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定第十八条3の規定に該当する貨物</p> <p>四 核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定第十三条1の規定に該当する貨物</p>	<p>関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）</p> <p>（条約の規定による特定用途免稅貨物の指定）</p> <p>第二十五条の二 法第十五条第一項第十号（条約の規定による特定用途免稅）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

改正案	現行
<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（附則第二項関係）</p> <p>（関税を免除する物品についての免税等の手続等）</p> <p>第十三条 法第十三条第一項第一号若しくは第三号又は第三項第一号若しくは第三号の規定により内国消費税の免除を受けようとする者は、関税法施行令第五十九条（輸入申告の手続）に規定する輸入申告書（関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条第七号又は第八号（携帯品及び引越荷物の無条件免税）の別送して輸入する課税物品にあつては関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第十四条第一項（別送する携帯品又は引越荷物の免税の手続）に規定する申告書とし、関税法第七条の第二項（特例申告）に規定する特例申告に係る課税物品にあつては同条第一項に規定する特例申告書とする。）に、その免除を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。</p> <p>2 法第十三条第一項第二号若しくは第四号又は第三項第二号若しくは第四号の規定により内国消費税の免除を受けようとする者は、関税率法施行令第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条の二第一項、第二十五条の三第一項若しくは第三十四条（免税の手続）に規定する書面又は同令第二十五条第一項（免税の手続）に規定する申請書に、その免除を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。</p> <p>3 法第十三条第一項第二号若しくは第四号又は第三項第二号若しくは第四号の規定により内国消費税の免除を受けた者（関税率法施行令第二十六条第五項（用途外使用とされない譲渡の届出）の規定の適用を受けて課税物品の譲渡を受けた者を含む。）が、その免除を受けた課税物品を関税率法第十五条第一項（特定用途免税）又は第十七条第一項（再輸出免税）に規定する期間内にその用途以外の用途に供し、若しくは譲渡しようとするときは、関税率法施行令第二十六条第一項若しくは第五項又は第三十七</p>	<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（附則第二項関係）</p> <p>（関税を免除する物品についての免税等の手続等）</p> <p>第十三条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 同上</p>

<p>条第一項（免税物品の用途外使用等の届出）に規定する届出書に、その免除を受けた内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。</p>	<p>4 法第十三条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、関税率法施行令第二十五条の二第二号から第四号まで（条約の規定による特定用途免税貨物の指定）に掲げる貨物とする。</p>	<p>5 法第十三条第二項に規定する政令で定める物品は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 専ら本邦と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶及び専ら外国と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶で、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項（定義）に規定する船舶運航事業又は同条第七項に規定する船舶貸渡業を営む者により保税地域から引き取られるもの</p> <p>二 専ら本邦と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される航空機及び専ら外国と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される航空機で、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十七項（定義）に規定する航空運送事業を営む者により保税地域から引き取られるもの</p>	<p>6 法第十三条第二項の規定により消費税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入の申告（第十六条の二第二項において「輸入申告」という。）の際に、次に掲げる事項を記載した書面をその保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p> <p>一 当該物品の品名及び数量等</p> <p>二 当該物品の製造者及び製造地</p> <p>三 当該物品の用途及び使用場所</p> <p>四 その他参考となるべき事項</p>
	<p>4 法第十三条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、関税率法施行令第二十五条の二第二号及び第三号（条約の規定による特定用途免税貨物の指定）に掲げる貨物とする。</p>	<p>5 同上</p> <p>一 同上</p>	<p>6 同上</p> <p>二 同上</p>